

岐阜県公報

令和八年一月二十三日 (金曜日)

目 次

公安委員会規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

(装備施設課) 一九九

令和八年一月二十三日

告 示

岐阜県公衆浴場又は旅館業に供する施設における浴槽水等の使用水に関する基準の一部改正

(生活衛生課) 一九
(地域福祉課) 二〇

(同) 二〇

(道路維持課) 二一

(都市公園課) 二二

(環境生活政策課) 二二

(健康福祉政策課) 二二

(障害福祉課) 二二

(地域産業課) 二二

(文化伝承課) 二二

(地域スポーツ課) 二二

(畜産振興課) 二二

(砂防課) 二二

(都市政策課) 二二

(水道企業課) 二二

落札者等に関する公示

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

落札者等に関する公示

落札者等に関する公示

公安委員会規則

岐阜県公安委員会
委員長 林 正子

岐阜県公安委員会規則第一号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例施行規則 (昭和三十七年岐阜県公安委員会規則第三号) の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 地域部

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三十号

岐阜県公衆浴場又は旅館業に供する施設における浴槽水等の使用水に関する基準 (平

成十四年岐阜県告示第百一十四号) の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

別表第三一 ■中「有機溶剤」や「有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」を改め。

岐阜県告示第二十一号

生活保護法(昭和一十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なかま薬局瑞穂中央店 なかま薬局瑞穂ホンデ 店	瑞穂市馬場上光町一丁目一〇一 瑞穂市本田字三ノ改田一〇四五	令和七・一・三〇 同

岐阜県告示第二十一号

生活保護法(昭和一十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の一及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の一の規定により次の指定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変 更 年 月 日
岐 南 町 長	新 羽島郡岐南町八剣 七丁目一〇七番地 旧 羽島郡岐南町八剣 七丁目九四番地	介護予防 支援 ケアマネジメント	岐南町地域包括支援センタ	新 羽島郡岐南町八剣 七丁目一〇七番地 旧 羽島郡岐南町八剣 七丁目九四番地	平成二七・八・三
同 同	同	同	同	同	同

岐阜県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十九号)第十八条第一項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年一月二十三日から一週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

使用の部分 なし

県道	道種路 類	路線名 区	間 隔	延 長 (メートル)	供用開始 の期日	備 考
福白 岡川 線	四一 八番二地先から 八	加茂郡白川町黒川字杉之木八 番〇	一 キロメートル	八 メートル	令和 一 年 三 月 三 日	平成 二 年 三 月 三 日
						ほ示変更決定区域 か年月日はの考

岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンターに係る地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

公 示

指定管理者の指定

岐阜県知事 江 崎 穎 英

岐阜県告示第三十四号
都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画公園事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画公園事業 四・四・四号 川島町総合スポーツ公園
- 三 事業施行期間
令和八年一月二十三日から
令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 各務原市川島小網町一・四六番一

指定管理者の指定

岐阜県福祉・農業会館に係る地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 指定管理者となる団体 岐阜市西鶴一丁目五二番地 株式会社三和サービス 代表者 林 正和	
二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	
指定管理者の指定 岐阜県福祉友愛ブール及び岐阜県福祉友愛アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公 たので、岐阜県福祉友愛ブール条例（平成二十七年岐阜県条例第五十四号）第十六条及び岐阜県福祉友愛アリーナ条例（平成三十年岐阜県条例第四十六号）第十六条の規定により公示する。	
令和八年一月二十三日 岐阜県知事 江 崎 穎 英	
一 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良二丁目二番一号 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会 代表者 岡本 敏美	
二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	
指定管理者の指定 セラミックパークMINOに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、セラミックパークMINO条例（平成十三年岐阜県条例第三十二号）第十六条の規定により公示する。 令和八年一月二十三日	
岐阜県先端科学技術体験センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公 の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。	
指定管理者の指定 岐阜県知事 江 崎 穎 英	
一 指定管理者となる団体 トータルメディア中電クラビス科学サービス 代表者 山村 健一郎 構成員 東京都千代田区紀尾井町三番三三号 株式会社トータルメディア開発研究所 愛知県名古屋市中区栄二丁目二番五号 中電クラビス株式会社	
二 指定の期間 令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	
指定管理者の指定 岐阜アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜アリーナ条例（昭和四十一年岐阜県条例第三号）第十五条の規定により公示する。	
岐阜県知事 江 崎 穎 英	

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十一年岐阜県条例第四十八号）第十六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 指定管理者となる団体
岐阜アリーナ運営共同体
代表者 小森 崇穂
構成員

岐阜市大蔵台一〇番二八号

ドルフィン株式会社

静岡県浜松市中央区寺島町一〇〇番地

株式会社河合楽器製作所

二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県グリーンスタジアムに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県グリーンスタジアム条例（平成十二年岐阜県条例第三十八号）第十六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 指定管理者となる団体
加茂郡川辺町中川辺一五一八番地の四
川辺町
代表者 木下 宙

二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県東濃牧場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和四十八年岐阜県条例第三十四号）第十二条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 指定管理者となる団体
岐阜市薮田南五丁目一四番一一号
一般社団法人岐阜県農畜産公社
代表者 雨宮 功治

二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

一 指定管理者となる団体
各務原市那加桜町一丁目六九番地
各務原市
代表者 浅野 健司

二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県川辺漕艇場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県川辺漕艇場条例（平成二十一年岐阜県条例第四十八号）第十六条の規定により公示する。

指定管理者の指定

岐阜県飛驒牧場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県飛驒牧場条例（平成二十一年岐阜県条例第四十八号）第十六条の規定により公示する。

一 第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和四十八年岐阜県条例第三十四号）第十二条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 指定管理者となる団体
岐阜市藪田南五丁目一四番一一号
一般社団法人岐阜県農畜産公社
代表者 雨宮 功治

二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十日まで

指定管理者の指定

岐阜県さぼつ遊学館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 調査を行った者の名称
多治見市

二 調査を行った地域
多治見市笠原町の一部（神戸一・平園一（ ））

三 調査を行った期間
令和二年九月から令和六年七月まで

四 地図及び簿冊の名称
多治見市（笠原町の一部）の地籍図

多治見市（笠原町の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和七年十一月二十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 指定管理者となる団体
海津市海津町高須五一五番地
海津市
代表者 横川 真澄

二 指定の期間
令和八年四月一日から令和十三年三月三十日まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土

一 調査を行った者の名称
関市

二 調査を行った地域
関市上之保の一部（行合一）

三 調査を行った期間
平成二十七年九月から令和三年六月まで

四 地図及び簿冊の名称
関市（上之保の一部）の地籍図

関市（上之保の一部）の地籍簿
五 認証年月日
令和七年十一月二十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 調査を行つた者の名称
中津川市

二 調査を行つた地域
中津川市千旦林の一部（坂本）

三 調査を行つた期間
令和二年七月から令和五年六月まで

四 地図及び簿冊の名称
中津川市（千旦林の一部）の地籍簿

五 認証年月日
令和七年十一月二十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

二 調査を行つた地域
美濃市下河和の一部（下河和第一）
三 調査を行つた期間
令和四年七月から令和七年一月まで

四 地図及び簿冊の名称
美濃市（下河和の一部）の地籍図
美濃市（下河和の一部）の地籍簿
五 認証年月日
令和七年十一月二十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

一 調査を行つた者の名称
飛騨市

二 調査を行つた地域
飛騨市古川町谷の一部（谷（ ））

三 調査を行つた期間
令和四年六月から令和六年十一月まで

四 地図及び簿冊の名称
飛騨市（古川町谷の一部）の地籍図

五 認証年月日
令和七年十一月二十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

一 調査を行つた者の名称
美濃市

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

- 一 調査を行った者の名称
飛驒市
- 二 調査を行った地域
飛驒市富川町塩屋の一部（塩屋（ ））
- 三 調査を行った期間
令和四年六月から令和六年十一月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
飛驒市（富川町塩屋の一部）の地籍図
飛驒市（富川町塩屋の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和七年十一月二十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

- 一 調査を行った者の名称
飛驒市
- 二 調査を行った地域
飛驒市富川町三川原の一部（三川原（ ））
- 三 調査を行った期間
令和四年六月から令和六年十一月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
飛驒市（富川町三川原の一部）の地籍図
- 五 認証年月日
令和八年一月二十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

岐阜県知事 江 崎 穎 英

飛驒市（富川町三川原の一部）の地籍簿
認証年月日

令和七年十一月二十五日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第一項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和八年一月二十三日

岐阜県知事 江 崎 穎 英

令和8年1月23日 (28)

報

公 告

印 655 第

支配人 梅本 昌弘

6 落札金額 247,398,412円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理係
(2) 所在地 瑞浪市金戸町2190番地12

機械検査報告書

岐阜県の空港施設整備空港の課題状況の検査 (平成17年岐阜県機械検査
令和10年) 第十一條の規定による、次のとおり機械検査の結果を報告する。

令和8年1月11日

岐阜県空港課 検査報告書

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察航空機（ベル式412EP型）の定期整備及び定期耐空検査並びに無線局検査追加整備 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
- 3 隨意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和7年11月26日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町二丁目8番地
中日本航空株式会社岐阜支店
支店長 松野 和夫
- 6 契約金額 42,592,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係
(2) 所在地 岐阜市薮田南二丁目1番1号